

中小企業のみなさんへ

令和7年度
一関市中小企業振興資金
貸付制度のご案内

一 関 市

中小企業の皆さんのための融資です。

種 類	運 転 資 金	設 備 資 金	経 営 安 定 資 金	開 業 資 金																																							
ご利用 できる方	○ 市内に1年以上住所(または法人登記)を有する中小企業者 ○ 市内に工場または店舗等を有し、1年以上営業している中小企業者 製造、建設、輸送業等 卸 売 業 サービス業 小 売 業 特定非営利活動法人 資本金3億円以下 または従業員300人以下 資本金1億円以下 または従業員100人以下 資本金5,000万円以下 または従業員100人以下 資本金5,000万円以下 または従業員50人以下 従業員300人以下 小売業を主とする場合50人以下 卸売業又はサービス業100人以下 ※下記に該当する方は、岩手県小規模小口資金貸付をご利用下さい。(市からの補給があり、本制度よりも利用者負担が低くなります。) ・従業員20名(商業、サービス業は5名)以下の小規模事業者 ・借入額が、既借入額と併せて2,000万円以下 ・岩手県小規模小口資金貸付の融資条件に該当		左記の2つの条件に加えて、以下のいずれかに当てはまる中小企業者が対象です。 ■ 最近3ヶ月間の平均売上高(建設業の場合、完成工事高。以下同様)が前年同期の平均売上高に比較して、概ね10%以上減少しているもの ■ 最近の経常利益が欠損であるもの ■ 最近の売上高対経常利益率が前年に比較して低下しているもの ■ 最近の流動比率又は当座比率等資金繰関連諸比率が悪化していると認められるもの ■ 取引先の倒産により、その経営が不安定になると認められるもの ■ 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、一関市の認定を受け、経営安定関連保証の対象となるもの	○ 県内に住所を有する方 (法人は市内へ法人登記) ○ 市内に店舗・工場を備えて開業しようとする方、または開業後1年未満の中小企業者 ○ 開業に必要な許認可がある場合には、その許認可等を受けている方 ※客観的に見て事業に着手していると認められることが必要です。																																							
	○ 岩手県信用保証協会の保証対象業種で、保証債務残高が今回の借入を含めて5,000万円以内の方 (除外業種：農林業 代理商・仲立業 風俗業 金融・保険業 宗教など) ○ 納期の到来した市税を完納している方 (開業資金については市町村税)																																										
貸付限度額	2,500万円	2,500万円	2,500万円	1,250万円																																							
	併用 3,750万円																																										
貸付利率	令和7年4月1日現在 3年以内 2.80%以内 3年超 3.00%以内 利子補給後の利率 " 1.30%以内 " 1.50%以内 ※特別小口・セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合、それぞれ0.1%割引となります。																																										
保証料率	岩手県信用保証協会の信用保証が必要です。 保証料率は、信用保証協会の審査による区分毎に、下表のとおりです。(%) <table><tr><td>区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td>※1</td><td>※2</td><td>※3</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>年1.70</td><td>年1.55</td><td>年1.35</td><td>年1.20</td><td>年1.05</td><td>年0.90</td><td>年0.80</td><td>年0.60</td><td>年0.45</td><td>年1.05</td><td>年0.90</td><td>年0.80</td></tr><tr><td>補給後の料率</td><td>年0.85</td><td>年0.775</td><td>年0.675</td><td>年0.60</td><td>年0.525</td><td>年0.45</td><td>年0.40</td><td>年0.30</td><td>年0.225</td><td>年0.525</td><td>年0.45</td><td>年0.40</td></tr></table> (保証料の2分の1を補給します。) ※1 貸借対照表を作成していない場合 ※2 特別小口・セーフティネット保証1～4、6号を利用の場合 ※3 セーフティネット保証5、7、8号を利用の場合、NPO法人の場合 会計参与を設置している旨の登記を確認できる場合、補給前の保証料率①～⑨、※1～※3から0.1%割引となります。 なお、事業者選択型経営者保証保証非提供制度要綱(令和6年1月18日中小企業庁第15号)の5の規定により、経営者保証を不要とするため保証料率を上乗せした部分については、保証料を補給しません。				区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※1	※2	※3	保証料率	年1.70	年1.55	年1.35	年1.20	年1.05	年0.90	年0.80	年0.60	年0.45	年1.05	年0.90	年0.80	補給後の料率	年0.85	年0.775	年0.675	年0.60	年0.525	年0.45	年0.40	年0.30	年0.225	年0.525	年0.45	年0.40
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※1	※2	※3																															
保証料率	年1.70	年1.55	年1.35	年1.20	年1.05	年0.90	年0.80	年0.60	年0.45	年1.05	年0.90	年0.80																															
補給後の料率	年0.85	年0.775	年0.675	年0.60	年0.525	年0.45	年0.40	年0.30	年0.225	年0.525	年0.45	年0.40																															

種 類	運 転 資 金	設 備 資 金	経 営 安 定 資 金	開 業 資 金
貸付期間	7 年以内	貸付額 1,250 万円以内 7 年以内 貸付額 1,250 万円超 10 年以内	10 年以内	7 年以内
据置期間	1 年以内可	1 年以内可	1 年以内可	1 年以内可
返済方法	元金均等割賦返済			
保証人 担保等	原則として法人における代表者を除き不要となります。			

- お申し込み** 取扱金融機関の窓口へお申し込みください。（裏面）
◆申込用紙は、取扱金融機関と岩手県信用保証協会一関支所の窓口にあります。
- 貸付の決定** 取扱金融機関から通知があります。
◆貸付の決定を受けたときは、すぐに借入の手続きを行ってください。
- 必要な書類** 納税証明書・資産証明書・印鑑証明書など
◆詳しくは、取扱金融機関へお問い合わせください。
- 利子補給** 貸付利率のうち、年 1.5%を市が補助しますので、利用者は左欄の利子補給後の利率でご利用いただけます。
- 保証料補給** 保証料の 2 分の 1 を市が補助しますので、利用者は左欄の保証料補給後の料率でご利用いただけます。

【特別小口貸付制度】

次のすべての条件にあてはまる場合は、無担保・無保証人での貸付をご利用いただけます。（ただし、岩手県信用保証協会の信用保証が必要です。）

- 融資申込額が、2,000 万円以下であること。
 - 従業員 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下）で、1 年以上継続して同一事業を営んでいること。
 - 申込日の前 1 年間に於いて、納期の到来した次の税金のいずれかを納期内に完納していること。
 - 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人にあっては法人税）
 - 事業税
 - 所得割（法人にあっては法人税割）のある県民税
 - 所得割（法人にあっては法人税割）のある市民税
 - 岩手県信用保証協会の保証債務残高がないこと。
- ただし、特別小口保証がある場合は、当該保証の限度額以内において対象となります。

開業資金を利用できる条件としての「※客観的に見て事業に着手していると認められること」とは、次の

①～④のいずれかに該当し、かつ、法人組織については⑤に該当する方をいいます。

- ①当該事業にかかわる工場、店舗等の建物が完備していること
- ②工場、店舗等の建物の建築が具体的に進行中であること
- ③その事業に必要な設備、機械を完備していること、又は発注済みであること
- ④販売すべき商品の仕入れが終わっていること、又は仕入れ中であること
- ⑤会社等法人組織については、設立登記が完了していること

お問い合わせは

◇取扱金融機関

岩手銀行一関支店	大町 5－1 0	2 3－3 0 0 0
岩手銀行山目支店	大町 5－1 0（一関支店内）	2 3－3 0 0 0
岩手銀行一関西支店	大町 5－1 0（一関支店内）	2 3－3 0 0 0
岩手銀行花泉支店	大町 5－1 0（一関支店内）	2 3－3 0 0 0
岩手銀行千厩支店	千厩町千厩字町 1 7 0－1	5 2－3 1 1 1
岩手銀行摺沢支店	千厩町千厩字町 1 7 0－1（千厩支店内）	5 2－3 1 1 1
岩手銀行藤沢支店	千厩町千厩字町 1 7 0－1（千厩支店内）	5 2－3 1 1 1

東北銀行一関支店	山目字三反田 1 8－1（山目支店内）	2 3－3 4 7 0
東北銀行山目支店	山目字三反田 1 8－1	2 1－5 0 0 1
東北銀行千厩支店	山目字三反田 1 8－1（山目支店内）	2 3－3 4 7 0

北日本銀行一関支店	大町 5－1 6	2 3－4 0 4 1
北日本銀行山目支店	大町 5－1 6（一関支店内）	2 1－1 1 0 1
北日本銀行千厩支店	大東町摺沢字但馬崎 2 4－1（摺沢支店内）	5 2－2 1 3 1
北日本銀行摺沢支店	大東町摺沢字但馬崎 2 4－1	7 5－3 1 4 1

一関信用金庫本店	幸町 5－5	3 4－5 5 2 2
一関信用金庫山目支店	上日照 6－2 0	2 3－2 4 8 0
一関信用金庫地主町支店	新大町 5（駅前支店内）	2 6－2 0 2 2
一関信用金庫駅前支店	新大町 5	2 6－2 0 2 2
一関信用金庫三関支店	三関字神田 1 6 8－1	2 3－3 1 1 1
一関信用金庫萩荘支店	幸町 5－5（本店内）	3 4－5 5 2 2
一関信用金庫一関インター支店	幸町 5－5（本店内）	3 4－5 5 2 2
一関信用金庫花泉支店	花泉町花泉字袋 5－7	8 2－2 4 4 0
一関信用金庫千厩支店	千厩町千厩字館山 1 1－1	5 3－2 4 6 1
一関信用金庫東山支店	東山町長坂字町 2 1 9	4 7－3 5 3 5
一関信用金庫室根支店	千厩町千厩字館山 1 1－1（千厩支店内）	5 3－2 4 6 1
一関信用金庫川崎支店	千厩町千厩字館山 1 1－1（千厩支店内）	5 3－2 4 6 1

◇商工会議所・商工会等

一関商工会議所	駅前 1	2 3－3 4 3 4
花泉支所	花泉町涌津字一の町 3 6－1	8 2－3 1 3 0
大東支所	大東町摺沢字但馬崎 6 6－1	7 5－2 4 4 8
千厩支所	千厩町千厩字町浦 9－1 3	5 3－2 7 3 5
東山支所	東山町長坂字羽根堀 1	4 7－2 4 9 2
室根支所	室根町折壁字大里 1 2 2－8	6 4－2 0 6 3
川崎支所	川崎町薄衣字法道地 2 1－2 1	4 3－2 4 4 0
藤沢支所	藤沢町藤沢字町裏 2 1 2	6 3－2 0 5 0

◇信用保証機関

岩手県信用保証協会一関支所	大町 7 番 1 4 号	2 3－2 5 3 3
---------------	--------------	-------------

◇市担当課

本庁商政・労政課	竹山町 7－2	2 1－2 1 1 1
花泉支所産業建設課	花泉町涌津字一ノ町 2 9	8 2－2 2 1 1
大東支所産業建設課	大東町大原字川内 4 1－2	7 2－2 1 1 1
千厩支所産業建設課	千厩町千厩字北方 1 7 4	5 3－2 1 1 1
東山支所産業建設課	東山町長坂字西本町 1 0 5－1	4 7－2 1 1 1
室根支所産業建設課	室根町折壁字八幡沖 3 4 5	6 4－2 1 1 1
川崎支所産業建設課	川崎町薄衣字諏訪前 1 3 7	4 3－2 1 1 1
藤沢支所産業建設課	藤沢町藤沢字町裏 1 8 7	6 3－2 1 1 1